

“石州瓦”葺き住宅及び一般建築物であることの証明制度

「石州瓦採用証明制度」

1. 目的

石州瓦工業組合は、石州瓦や島根県産材採用を促進し地域経済の活性化を図ることを目的として実施されている各種促進事業に積極的に参画すると共に、それら事業において住宅及び一般建築物の建築・改修工事に石州瓦が採用されたことを証する必要が生ずることを想定し、「石州瓦採用証明制度」を創設する。

2. 対象となる事業

- (1) 石州瓦や島根県産材採用を促進し地域経済の活性化を図ることを目的として実施されている各種事業
- (2) 各地域の町並み景観の保全と創出事業
- (3) 超長期住宅、省エネ住宅、良質な中古住宅保全、の促進事業
- (4) 金融機関等の住宅ローン、リフォームローン
- (5) その他（必要に応じて）

3. 証明制度の内容

別紙：「石州瓦設置工事完了報告書」を以って、対象となる住宅及び一般建築物の建築・改修工事に石州瓦が採用されたことを証する、ものとする。

4. 手続きの手順

- (1) 対象となる住宅及び一般建築物の施主及び建築主が、必要事項を記入し建設会社（内容確認）を経由して石州瓦工業組合へ石州瓦採用証明を依頼する。
- (2) 石州瓦工業組合は、石州瓦の製造元（該当する組合員）と連携して記載事項の確認を行い、押印の上建設会社へ返送する。
- (3) 施主及び建築主あるいは建設会社は、関係機関へ「石州瓦設置工事完了報告書」を提出する。
- (4) 「石州瓦設置工事完了報告書」に記載される事項以外について証明を要する場合は、その都度関係者間で取り決めるものとする。

5. 情報守秘

本「石州瓦採用証明制度」は、各種事業において住宅及び一般建築物の建築・改修工事に石州瓦が採用されたことを証する必要が生じた場合に活用するものであり、「石州瓦設置工事完了報告書」の個人情報については、適切に管理し、第三者に提供、開示等致しません。

平成 22 年 3 月 4 日

石州瓦工業組合

理事長 佐々木賢一

お問い合わせ

石州瓦工業組合 事務局

〒695-0016 島根県江津市嘉久志町イ 405 Tel : 0855-52-5605 / Fax : 0855-52-0766

HP : <http://www.sekisyu-kawara.jp/> E-mail : rooftile@tx.miracle.ne.jp